

宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

都市計画王丸地区地区計画を次のように決定する。

名 称	王丸地区地区計画	
位 置	宗像市王丸の一部	
面 積	約 0.9 ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市南西部の国道3号線沿道の準工業地域のほぼ中央に位置し、都市計画マスタープランにおいて沿道商業地として位置づけている区域内にあって、その周辺にはロードサイド型店舗など商業流通関連施設が集積立地している。</p> <p>この沿道商業地へのこれ以上の過度な集積を抑制するとともに、中心拠点等との役割分担に配慮した機能更新を誘導する。</p>
	土地利用の方針	<p>J R 赤間駅、東郷駅周辺の中心商業地との適切な役割分担と周辺環境との調和に配慮した商業施設の立地を許容する沿道商業地としての土地利用の誘導を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物については、大規模集客施設の適正立地を図るため、「宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における大規模集客施設の立地誘導方針に即した用途、規模とする。</p>

地区整備計画画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p>
備考	用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。		

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」